

入札参加資格審査申請について

1 申請者及び入札者について

- ① 「申請及び入札」を、代表権を有する者が行うときは委任状を必要としないが、代理人が「申請及び入札」を行うときは委任状(様式5)を添付すること。
復代理人を選任するときは委任状(様式6)を添付すること。
- ② 委任状作成の場合、委任しない項目があれば、項目を削除すること。
- ③ 印については、使用印鑑届書の印を使用すること。

2 提出書類について

提出書類名	様式 番号	提出	備 考
入札参加資格審査申請書	様式 1	◎	
会社概要	様式 2	◎	
契約実績確認書	様式 3	◎	
商業登記簿謄本	—	◎	法務局が発行するもの 発行日から3カ月以内のもの(写し可)
小売電気事業者の届出が 確認できる資料(写)	—	◎	
貸借対照表等	—	◎	最近1事業年度の以下のもの ・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益金処分計算書か株主資本等変動計算書
使用印鑑届書	様式 4	◎	代表者印を使用する場合でも使用印鑑届書を 提出すること。 印鑑登録してある印以外の印を使用印鑑とす る場合は、使用印鑑届書の使用項目に留意す ること
印鑑証明書	—	◎	発行日から3カ月以内のもの <u>(原本)</u>
委任状	様式 5	○	代理人を選任した場合のみ提出すること。 委任しない項目がある場合には、項目を削除 すること
委任状	様式 6	○	復代理人を選任した場合のみ提出すること。
記載事項変更届	様式 7	○	提出書類の記載事項に変更がある場合のみ必 要
適合証明書	様式 8	◎	別添1により算出した値を記載すること。

※ ◎は必ず提出して下さい。○は該当する場合のみ提出して下さい。

入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

職・氏名

印

大阪府住宅供給公社が行うフレスポしんかなで使用する高圧電力の供給事業者選定の入札に参加いたしたく、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしないことを誓約いたします。

記

- 1 当該入札後に契約候補者となり、契約条件の協議を行い受託者となった場合において、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 罰金刑以上の刑に処せられた者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に抵触する者
- 4 その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者

会 社 概 要

	商号又は名称	所在地 (TEL・FAX)		代表者職・氏名
本 社		〒 TEL () FAX ()		
	公社近傍の事務所	〒 TEL () FAX ()		
設立年月日	年 月 日	資本金	千円	営業種目 (注3)
役員 (注1)				(開始年月)
役職名	氏名	役職名	氏名	
企業内組織・支店等 (注2)				
記入責任者氏名及び連絡先				
氏名： 住所： 電話： FAX： MAIL：				
大阪府住宅供給公社と取引を行うに当たっての営業等の担当者氏名及び連絡先				
氏名： 住所： 電話： FAX： MAIL：				

注1：役員が記入しきれない場合は、主な役員のみ記入し、別に名簿等を添付すること。

注2：組織の概略図を記入すること。記入しきれない場合には、他に記入して添付すること。

注3：営業種目ごとに開始年月日を記入すること。

契約実績確認書

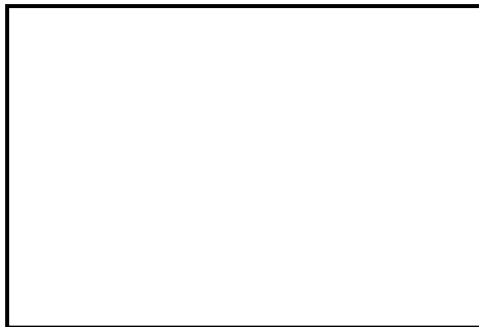
契 約 実 績 (注 4)					
過去 2 年間に締結した高圧電力の供給期間 2 年以上の契約実績を記載	団体名	契約年月	供給期間	年間電力量	供給場所の棟数

- 注 4 : ① 契約年月は、年月～年月で記入すること。
② 実績について、参加資格要件を参考に、主なものを記入すること。記入しきれない場合には、他に記入して添付すること。

使用印鑑届書

大阪府住宅供給公社理事長 様

使用印



上記の印鑑は、フレスポしんかなで使用する高圧電力の供給事業者選定の入札における次の行為に対し、使用したいのでお届けします。

1. 入札参加資格審査申請・その他各種届け出をすること。
2. 契約を締結すること。
3. 契約代金の請求及び受領をすること。
4. 契約に関する各種証明をすること。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

委任状

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

委任者(申請者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、大阪府住宅供給公社が行う「フレスポしんかなで使用する高圧電力の供給事業者選定の入札」に関し、下記の権限を委任します。

記

受任者(代理人) 事業所所在地

商号又は名称

職氏名

印

- 委任事項
1. 入札参加資格審査申請・その他各種届け出をすること。
 2. 契約を締結すること。
 3. 契約代金の請求及び受領をすること。
 4. 契約に関する各種証明をすること。
 5. 復代理人の選任に関する件

委 任 状

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

委任者(代理人) 所 在 地

商号又は名称

職 氏 名

印

私は、下記の者を復代理人と定め、大阪府住宅供給公社が行う「フレスポしんかなで使用する高圧電力の供給事業者選定の入札」に関し、下記の権限を委任します。

記

受任者(復代理人) 所 在 地

商号又は名称

職 氏 名

印

委任事項 1. 入札参加資格審査申請・その他各種届け出をすること。

記載事項変更届

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

大阪府住宅供給公社が行うフレスポしんかなで使用する高圧電力の供給事業者選定の入札に係る入札参加資格審査申請書等の提出書類の記載事項について、下記のとおり変更したいので、お届けします。

なお、この変更届の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 変更理由

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 平成 30 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点数
①	平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg - CO2/kWh)		
②	平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数	点
----------	---

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成 30 年 12 月最終改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から 1 年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から 1 年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注 2) 2 の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添 1 により算出した値を記載すること。

注 3) 1 の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況、③平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 5 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点 以上であること。

■ 関西電力管内の得点例

要素	区分	得点
①平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg - CO ₂ /kWh)	0.000 以上	70
	0.425 以上	65
	0.450 以上	60
	0.475 以上	55
	0.500 以上	50
	0.525 以上	45
	0.550 以上	40
	0.575 以上	35
	0.600 以上	30
	0.625 以上	25
②平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超	5
	活用していない	0
③平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00 %以上	20
	3.00 %以上	15
	1.50 %以上	10
	0 %超	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成 30 年 12 月最終改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から 1 年間に限って開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得たものが落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を当公社に譲渡することとする。
譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を大阪府住宅供給公社に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間についても、1 (1) の表による評点の合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
(2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 「各用語の定義」

用語	定義
①平成 30 年度 1kWh 当たりの 二酸化炭素排出 係数	「平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 30 年度の調整後二酸化炭素排出係数の数値とする。
②平成 30 年度 の未利用エネル ギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 30 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh) を、平成 30 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成 30 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成 30 年度の未利用エネルギーの発電電力量}}{\text{平成 30 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃料時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネ</p>

	<p>ルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次の掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 30 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定式によるもの。 （算定方式）</p> $\text{平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>① 平成 30 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ② 平成 30 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ③ 平成 30 年度の供給電力量（需要端（kWh））</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kWh 未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2. 平成 30 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成 30 年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギー促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>